

毎週火、金曜日発行(但休日に当  
昭和四年四月十五日第三種郵便物  
〔は翌日〕

# 鳥取県公報

目次  
◇告示 小規模事業指導費補助金交付要綱

## 告示

鳥取県告示第五百十号

小規模事業指導費補助金交付要綱(昭和三十五年十二月鳥取県告示第五百九十六号)の全部を次のように改正する。

昭和三十六年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

小規模事業指導費補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 県は、小規模事業の振興と安定を図るため、商

工会、商工会議所及び商工会連合会(以下「商工会等」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「小規模事業者」とは、商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号。以下「商工会法」という。)第二条第二項に規定する者をいう。

2 この要綱において「商工会」とは、商工会法に基づく商工会をいい、「商工会議所」とは、商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)に基づく商工会議所をいう。

3 この要綱において「商工会連合会」とは、県の区域をその地区とするものであつて、商工会を会員とし、かつ、地区内の商工会の二分の一以上が加入するもの

をいう。

●補助金の交付対象)

第三条 小規模事業指導費補助金(以下「補助金」とい  
う。)は、商工会等が、次に掲げる事業を実施するた  
めに必要な経費のうち、別表一に掲げる経費であつて、  
知事が必要かつ適当と認めるものについて交付する。

- 一 商工会の運営指導を行なうのに必要な商工会運営  
指導員を商工会連合会が設置するために要する経費
- 二 商工会又は商工会議所の行なう次に掲げる事業を  
中心とする小規模事業者の経営又は技術の改善発達  
のための事業(以下「経営改善普及事業」という。)  
に要する経費

(イ) 経営又は技術に関する相談、指導

(ロ) 経営又は技術に関する講習会又は講演会の開催

(経営改善普及員の設置)

第四条 補助の対象となる経営改善普及事業のうち、経  
営又は技術に関する相談、指導事業については、第五  
条に定める資格を有する経営改善普及員(以下「普及

員」という。)を設置し、当該普及員についての適切  
な給与規程、退職金給与規程その他必要な奨励条件を  
定めて行なうものでなければならない。

(普及員の資格等)

第五条 普及員は、次の各号の一に該当する者であつて  
第三条第二号に定める事業に専従するものでなければ  
ならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)によ  
る大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七  
年勅令第三百八十八号)による大学を卒業した者で  
あつて、商工鉱業の指導又は経営実務に最近五年の  
うち二年以上従事した経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧専門学校令(明治  
三十七年勅令第六十一号)による専門学校又は旧高  
等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高  
等学校を卒業した者であつて、商工鉱業の指導又は  
経営実務に最近五年のうち三年以上従事した経験を  
有する者

三 商工鉱業の指導実務に最近七年のうち五年以上従  
事した経験を有する者

四 第二号と同等以上の学歴を有する者であつて、知  
事が認定した研修課程を修めた者

五 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十  
七条の規定による登録を受けている者又は同法第六  
十三条の規定による計理士の資格を有する者

六 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第  
十八条の規定による税理士の登録を受けている者又  
は同法第三条の規定による税理士の資格を有する者

七 工鉱業経営又は商業経営の部門の中小企業診断員  
の登録を受けている者

八 知事が前七号と同等以上の指導能力を有する認め  
る者

(商工会運営指導員の資格)

第六条 補助の対象となる商工会運営指導員(以下「指  
導員」という。)は、次の各号の一に該当するもので  
なければならない。

一 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は  
旧大学令による大学を卒業した者であつて、商工鉱  
業の指導実務に最近五年のうち三年以上従事した経  
験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧専門学校令による  
専門学校又は旧高等学校令による高等学校を卒業し  
た者であつて、商工鉱業の指導実務に最近七年のう  
ち五年以上従事した経験を有する者

三 商工鉱業の指導実務に七年以上従事した経験を有  
する者であつて、三十才以上の者

四 知事が前三号と同等以上の指導能力を有すると認  
める者

(補助金の限度額)

第七条 商工会連合会に対する補助金の限度額は、次の  
とおりとする。

一 人件費については、月額二万七千円に各月の設置  
実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて  
得た額の合計額

二 指導旅費については、月額三千円に各月の設置実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて得た額の合計額

三 研修会出席旅費については、知事が別に定める金額

四 事務費については、月額六千円に各月の設置実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて得た額の合計額

二 商工会又は商工会議所に対する補助金の額は、別表二に定める限度額以下とする。

(補助金の額の確定の場合における限度)

第八条 第三条各号に掲げる事業で補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対する補助金の額の確定の場合における単価は、次に掲げる額をこえないものとする。

一 指導員及び普及員の人件費については、それぞれ一人当り月額平均二万七千円及び二万一千円とする。ただし、知事の承認を得た場合には、右の金額をそ

れぞれ一割を限度として増額することができる。

二 専門指導員の謝金については、講習会、講演会及び研究会の場合には、一時間当り平均五百円、その他の場合には一時間当り平均三百円とする。

三 講習会開催費については、一回当り平均二千四百円とする。

(補助金の交付申請)

第九条 補助金の交付を受けようとする商工会等は、毎会計年度知事が別に定める期日までに、規則第五条による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、様式第一号による補助金内訳書を添付しなければならない。

3 前二項に規定する申請書等は、商工連合会については正一通及び写し四通、商工会又は商工会議所については正一通とする。

(変更の承認等)

第十条 商工会等は、補助対象である普及員及び指導員を変更しようとする場合には、あらかじめ様式第二号

による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 商工会又は商工会議所は、補助対象である経営改善普及員補助者(以下「補助者」という。)が変更された場合には様式第三号による変更届を速やかに知事に提出しなければならない。

3 商工会等は、補助対象である普及員、補助者及び指導員が引続き一月以上勤務せず、又は勤務することができないときは、様式第四号による報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、勤務せず又は勤務することができない期間が三月以上にわたる場合には、知事は必要な指示をすることができる。

4 規則第十一条第一項に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 商工会又は商工会議所については、交付決定額のうち、普及員人件費、補助者人件費、旅費及び軽自動車購入費を除く他の事業費(専門指導員謝金、講習会費、事務費、経営カルテ作成費)の二割未満

の変更の場合

二 商工会又は商工会議所については、補助事業に要する経費総額の二割未満の減少をする場合及び増加する場合

(遂行状況報告書の提出)

第十一条 商工会等は、知事が別に定める補助事業遂行状況報告要領により、補助事業の遂行状況について知事に報告書を提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第十二条 商工会等は、毎会計年度終了後十日以内に、又は補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して一月以内に、又は翌年度の四月十日までのいずれか早い日までに、様式第五号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第十三条 商工会等は、補助事業にかかる経理について、常にその収支を明確にした一定の帳簿を備えるとともに、証ひ、書及びその他収支の事実を明らかにする

(様式第1号(商工会連合会分))

昭和 年度小規模事業指導費補助金内訳書

運 営 指 導 員	費 目	月 額 (単価)	月 数 (員数)	金 額	負 担 区 分		備 考
					県補助金	自己負担 その他	
		円		円	円	円	
氏 名	人 件 費						
	俸 給				—	—	
	〇〇手当				—	—	
	〇〇手当				—	—	
氏 名	人 件 費						
	俸 給				—	—	
	〇〇手当				—	—	
	〇〇手当				—	—	
	人件費計						
	研修会出席 旅 費 指導旅費 事務費						
合	計						

(注) 「人件費」の内訳については「負担区分」欄に記入する必要はない。

(備考)

次に掲げる書類を添付すること。

- (イ) 運営指導員の略歴書(前年度より引続き設置する者の分を除く。)
- (ロ) 運営指導員の服務規程及び給与規程
- (ハ) 地区内の商工会の数及び加入商工会の数
- (ニ) 収支予算書
- (ホ) 事業計画書

一切の書類を随時提出できるように整備しておかなければならない。

2 前項の書類は、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

(申請の取下げ)

第十四条 商工会等は、補助金交付決定の内容又は条件に対して不服がある場合には、申請の取り下げをすることができ。

2 前項の規定により申請の取り下げをすることができ、期限は、補助金交付決定を受けた日から十五日以内とする。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金から適用する。

- (注) 1 市町村よりの補助金がある場合は、自己負担その他の欄中に記入すること。
- 2 人件費欄の記入について人数が多数の所は「計」のみを記入し、経営改善普及員および普及員補助者別のものを別表とすること。
- 3 費目欄中の補助者人件費の俸給等には毎月支給する金額を記入し、その他には年末等に支給する手当を記入すること。
- 4 備考欄には所要経費の積算概要を記入すること。

(備考)

次に掲げる書類を添付すること。

- (イ) 経営改善普及員及び同補助者の略歴書 (前年度より引続き設置する者の分を除く。) 5部
- (ロ) 経営改善普及員の服務規程及び給与規程 1部
- (ハ) 地区内の市、町、村別の小規模事業者の数 (市町村長の証明書) 及び名簿 2部
- (ニ) 収支予算書 (小規模事業指導に係る経費について特別会計を設けている場合は、その収支予算書) 5部
- (ホ) 小規模事業指導の事業計画書 1部

(様式第1号 (商工会及び商工会議所分))

昭和 年度小規模事業指導費補助金内訳書

経営改善普及員同補助者	配 置 年月日	費 目	所 要 経 費			負 担 区 分		備 考
			月額 (単価)	月数 (員数)	金額	県補助金	自己負担 その他	
氏 名		普及員人件費 俸 給 〇〇手当 〇〇手当	円		円	円	円	
氏 名		普及員人件費						
氏 名		普及員人件費計 補助者人件費 俸 給 そ の 他						
補助者人件費計								
旅 専 門 指 導 員 謝 金 等 講 習 会 の 他 講 習 会 開 催 費 軽 二 輪 自 動 車 購 入 費 カ ル テ 作 成 費 事 務 費								
合 計								

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 氏

名 殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

〇〇商工会 (又は商工会議所及び商工会連合会)

会長 (又は会頭) 氏 名 団

経営改善普及員補助者変更届

昭和 年 月 日付け 第 号をもって補助対象となつた経営改善普及員補助者を下記のとおり変更したので報告します。

記

## 1 変更者氏名及び所属団体名

- (イ) 所属団体名
- (ロ) 解任者
- (ハ) 新任者

## 2 変更年月日

## 3 変更の理由

(備考) 下記の書類を添付すること。

- (イ) 新旧職員の給与が同額でない場合は俸給等の調書 2部
- (ロ) その他必要な書類 2部

(様式第2号)

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 氏

名 殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

〇〇商工会 (又は商工会議所及び商工会連合会)

会長 (又は会頭) 氏 名 団

経営改善普及員 (商工会運営指導員) の変更承認申請書

昭和 年 月 日付け 第 号をもって補助対象となつた経営改善普及員 (商工会運営指導員) を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

## 1 変更者氏名及び所属団体名

- (イ) 所属団体名
- (ロ) 解任しようとする者
- (ハ) 新たに任命しようとする者

## 2 変更年月日

## 3 変更の理由

(備考) 下記の書類を添付すること。

- (イ) 変更者の略歴書 3部
- (ロ) 新旧職員の給与が同額でない場合は俸給等の調書 3部
- (ハ) その他必要な書類 3部

(様式第5号(商工会連合会分))

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿  
〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
〇〇商工会連合会  
会長 氏 名 団

小規模事業指導費補助金交付要綱に基づく  
補助事業実績報告書

本商工会連合会は、昭和 年度標記補助事業を完了しましたので、  
小規模事業指導費補助金交付要綱第12条の規定により、下記の書  
類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 支払明細表(別紙1)
- 2 事業実績報告書(別紙2)

(様式第4号)

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿  
〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
〇〇商工会(又は商工会議所及び商工会連合会)  
会長(又は会頭) 氏 名 団

補助対象職員長期欠勤報告書

昭和 年 月 日付け 第 号をもって補助対象と

なつた { 商工会運営指導員  
経営改善普及員  
経営改善普及員補助者 } (氏 名) は下記のとおり

長期欠勤することとなつたので報告します。

記

- 1 所属団体名
- 2 理 由
- 3 欠勤開始日
- 4 出勤予定日
- 5 その他必要な事項(診断書等)

(備考)

診断書その他必要な書類は2部添付すること。

(別紙2)

昭和 年度商工会運営指導事業実績報告書

事業	件数	延人員	備考
商工会の設立指導			
書面又は面接			
○ 現地指導			
商工会の運営指導	(カッコ内は現 地指導で内数)	(カッコ内は現 地指導で内数)	
運営一般	( )	( )	
経 理	( )	( )	
監 査	( )	( )	
その他	( )	( )	
○ 商工会運営研究会等の開催又は参加			
○ 総会への出席			延員数等を 記入すること
商工会の運営に関する参考資料の作成			
補助金の交付申請その他補助金の処理に関する指導	( )		
○ 商工会の行なう経営改善普及事業に対する現地指導			
○ 商工会の運営に関する研究会等への参加			
その他(項目ごとに掲げること。)			

(注) ○印のもの及び「商工会の運営指導」のうちの「現地指導」分については延人員を記入すること。

(別紙1)

昭和 年度小規模事業指導費補助金支払明細表

氏名	費目	月額 (単価)	月数 (員数)	決算額	負担区分		予算額	備考
					県補助金	自己負担 その他		
氏名	人件費	円		円	円	円	円	
	俸給				—	—		
	〇〇手当				—	—		
	〇〇手当				—	—		
氏名	人件費							
	俸給				—	—		
	〇〇手当				—	—		
	〇〇手当				—	—		
	人件費計							
	研修会出席旅費							
	指導旅費							
	事務費							
	合計							

(注) 1 「人件費」の内訳については、「負担区分」欄に記入する必要はない。  
2 収支決算書を5部添付すること。



(別紙1)

昭和 年度小規模事業指導費補助金支払明細表

氏名	配 置 年月日	費 目	所 要 経 費			負 担 区 分			予 算 額	備 考
			月 額 (単 価)	月 額 (員 数)	決 算 額	県 補 助 金	自 負 其 他	已 担 他		
氏名		普及員人件費 俸 給 〇〇手当 〇〇手当	円		円	円	円	円		
氏名		普及員人件費								
氏名		普及員人件費計 補助者人件費 俸 給 其 他								
		補助者人件費計								
旅 専 門 指 導 員 謝 金 講 習 会 等 其 他 講 習 会 開 催 費 軽 二 輪 自 動 車 購 入 費 カ ル テ 作 成 費 事 務 費										
合 計										

(注) 1 「人件費」の内訳については「負担区分」欄に記入する必要はない。

2 収支決算書を5部添付すること。

00452

(様式第5号(商工会及び商工会議所分))

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

〇〇商工会(又は商工会議所)

会長(又は会頭) 氏 名 圓

小規模事業指導費補助金交付要綱に基づく

補助事業実績報告書

本商工会(又は商工会議所)は、昭和 年度標記補助事業を完了しましたので、小規模事業指導費補助金交付要綱第12条の規定により、下記の書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 支払明細表(別紙1)
- 2 事業実績報告書(別紙2)



経営カルテ 作成費	小規模事業者の実態及び指導経過等を 記録するカルテの作成整理に要する経 費	
事務費	経営改善普及事業の実施に要する備品 費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品 費、燃料費、修繕費、借料及び損料	

別表 1

小規模事業指導費補助金補助事業別補助対象経費

事 業	補 助 対 象 経 費		
	区 分	内 容	備 考
(1) 商工会運営 指導員の設置	人 件 費	俸 給 扶 養 手 当 通 勤 手 当 超 過 勤 務 手 当 期 末 手 当 そ の 他 の 手 当	
	研修会出席 旅費	商工会運営指導員研修会に商工会運営 指導員が出席するのに要する経費	
	指 導 旅 費	商工会運営指導員の商工会運営指導に 要する旅費(上記研修会出席旅費を除 く)	
	事 務 費	商工会の運営指導に要する備品費、印 刷製本費、通信運搬費、消耗品費、燃 料費、修繕費、借料及び損料	
(2) 商工会又は 商工会議所の 行なり経営改 善普及事業	経営改善普 及員の人件 費	俸 給 扶 養 手 当 通 勤 手 当 超 過 勤 務 手 当 期 末 手 当 そ の 他 の 手 当	
	経営改善普 及員補助者 の人件費	同 上	
	旅 費	経営改善普及事業の実施に要する経営 改善普及員及び同補助者の旅費(研修 会、研究会等への出席旅費を含む)	
	専門指導員 謝金	経営改善普及事業の実施に要する専門 指導員の謝金	
	講 習 会 費	経営改善普及事業の実施に必要な講習 会、講演会等の開催に要する会場借上 料及び資料費	
	軽二輪自動 車購入費	経営改善普及事業の実施に必要な原動 機付自転車又は軽二輪自動車の購入費	

軽二輪自動車の配置台数は、商工会又は商工会議所毎に次により算出した台数。

- (a) 経営改善普及員を1人以上4人以下配置するものについては1台  
 (b) 経営改善普及員を5人以上配置するものについては2台

(7) 経営カルテ作成費

経営カルテの作成費は、次の算式により算出した金額。

地区内の小規模事業者の数 × 20 円

(8) 事務費

事務費については、月額2,000円に各月の経営改善普及員の設置実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて得た額の合計額。

別紙1

経営改善普及員設置基準

商工会又は商工会議所毎の経営改善普及員の数は、地区内の市町村毎に次により算出した数の合計数以内とする。

ただし、知事が当該市町村における商工業の状況等から、特に必要であると認めるときは、当該市町村については、この基準によらないことができる。

- (1) 市町村における小規模事業者の数が、400人以上500人未満の場合には、各1人宛、ただし、2以上の町村を合せて300人以上に達した場合には、当該2以上の町村に対し、1人宛配置することができる。
- (2) 市町村における小規模事業者の数が、500人以上2,000人未満の場合には、500人以上の部分について700人に1人の割合で算出した数(小数点以下4捨5入、以下同じ。)を1人加えた数宛。
- (3) 市町村における小規模事業者の数が、2,000人以上5,000人未満の場合には、2,000人以上の部分について1,500人に1人の割合で算出した数を3人に加えた数宛。

別表2

商工会又は商工会議所に対する補助金の限度額

各商工会又は商工会議所に対する補助金の限度額は次のとおりとする。

(1) 経営改善普及員の人件費

月額21,000円に別紙1「経営改善普及員設置基準」に基づき商工会又は商工会議所に設置される各月の普及員の実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて得た額の合計額。

ただし、商工会又は商工会議所毎に経営改善普及員の人件費として配分された金額の範囲内で、知事の承認を受けた場合には、上記金額をそれぞれ1割を限度として増額することができる。

(2) 経営改善普及員補助者の人件費

月額5,332円に別紙2「経営改善普及員補助者設置基準」に基づき商工会又は商工会議所に設置される各月の補助者の実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて得た額の合計額。

(3) 旅費

月額1,000円に各月の普及員の設置実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて得た額の合計額。

(4) 専門指導員の謝金

専門指導員の謝金は、次の算式により算出した金額。

地区内の小規模事業者の数  $\times$  4,000円  $\times$   $\frac{\text{普及員設置延月数}}{\text{設置基準により算出した普及員数}}$

(5) 講習会の開催費

講習会の開催費は、次の算式により算出した金額。

地区内の小規模事業者の数  $\times$  18,800円

(6) 軽二輪自動車の購入費

軽二輪自動車の購入費は、次の基準により算出した台数から既に補助対象として設置した台数を減じた台数に40,000円乗じた額。

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日火金

印刷所 鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
印刷所 鳥取県

〔定価〕 一部月極 二〇円 (送料共)

- (4) 市町村における小規模事業者の数が5,000人以上 20,000人未満の場合、5,000人以上の部分について2,000人に1人の割合で算出した数を5人に加えた数宛。
- (5) 市町村における小規模事業者の数が20,000人以上の場合には、20,000人以上の部分について2,500人に1人の割合で算出した数を12人に加えた数宛。

別紙2

経営改善普及員補助者設置基準

商工会又は商工会議所毎の経営改善普及員補助者の数は、当該商工会等に設置される経営改善普及員の実数（別紙1 経営改善普及員設置基準のただし書により同基準の(1)から(5)までにより算出した数以外に設置することを認められた数を除く。）の下記の区分に応じた数とする。

ただし、知事が当該商工会等の地区内における商工業の状況等から特に必要であると認めたときは、この基準によらないことができる。

経営改善普及員の数	普及員補助者の数
1人～ 4人	1人
5人～ 9人	2人
10人～ 15人	3人
16人～ 22人	4人
23人～ 30人	5人